

成年後見とソーシャルワーク

— 意思決定に配慮した成年後見とその実現可能性 —

鵜 沼 憲 晴

Guardianship and Social Work:
the Guardianship considered Decision Making, and its Feasibility

Noriharu UNUMA

皇學館大学現代日本社会学部

日本学論叢 第10号

令和2年3月

成年後見とソーシャルワーク

— 意思決定に配慮した成年後見とその実現可能性 —

鵜 沼 憲 晴

抄録 ●

成年後見と社会福祉は、理念、法制度において接近している。また身上監護・身上配慮義務が規定され、意思決定支援が注目されるようになって以降、具体的な後見業務においてソーシャルワーク技術の活用が効果的であるとの業績が蓄積されてきている。本稿は、①先行業績から、適用しうる具体的なソーシャルワーク技術を把握すること、②当該ソーシャルワーク技術を駆使し後見業務を展開しうる方策を検討することを目的としている。①では、意思形成支援における関係構築、意思表示支援におけるエンパワメント、コミュニケーション技術、意思実現支援における他職種連携・調整、アドボケイト、ソーシャルアクション等が析出できた。②では、後見報酬のあり方、および後見業務の一部公的事業化を含む公的后見システムの構築を提起した。

Key words：成年後見 意思決定支援 ソーシャルワーク 社会福祉事業

はじめに

成年後見主体全体における社会福祉関連職・事業者の比率は、平成15年度では「社会福祉士」がわずか2.2%であったのに対し、平成30年では「社会福祉士」17.3%、「社会福祉協議会」4.4%、「精神保健福祉士」0.1%と増加している¹⁾。また、成年後見制度の導入以降、社会福祉との関係を論じる業績も民法学、社会福祉学双方において漸増している。そして先行業績はほすべてに共通するのは、社会福祉専門職が成年後見に関与することを期待もしくは肯定している点、そして当該関与が社会福祉専門業務や成年後見業務の質的向上をもたらすことについて考察・実証を試みている点である。

本稿は、まず成年後見の理念および法制度を確認し、社会福祉との関連を明らかにする。次に成年後見と社会福祉、とりわけ成年後見業務とソーシャルワーク技術の関係について論じる先行業績に着目し、さらに近年注目される意思決定支援も視野に含めながら、理論的到達点を整理する。最後に、成年後見におけるソーシャルワーク技術の適用とその実現可能性について考察する。

I 理念的動向

海外では、1990年代から成年後見制度の理念の転換が求められてきた。その象徴でありベンチマークともいえるイギリスの意思決定能力法（The Mental Capacity Act 2005）は、意思能力存在推定原則をはじめとする5大原則を理念として掲げた。また障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities 2006）は、第3条で「固有の尊厳および個人の自律の尊重」を一般原則とし、第12条では「他者との平等な法的能力（legal capacity）を有することを認め」、法的能力の行使に関する措置において「障害者の権利、意思及び選好を尊重すること」を締約国に求めた。これらより成年後見は、代行決定から意思決定支援へ、財産管理から身上監護へと軸足を移行することが世界的潮流となっているといえる。またこうした動向は、社会的包摂（Social Inclusion）、自己決定の尊重、合理的配慮等の社会福祉理念と親和的であるといえよう。

II 法的動向

わが国におけるソーシャルワークと成年後見との接近は、いうまでもなく改正民法（平成11法149）第858条「成年後見人は成年被後見人の生活、療養監護及び財産管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身状態及び生活の状況に配慮しなければならない」を起点とする。

また、民法改正と同時に追加された老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下：精神保健福祉法）第51条の11の2（平成11法151）における「市町村長による審判請求」の権限は、社会福祉法制と民法との、あるいは成年後見を主管する司法と福祉行政との距

離を縮めた改正であったといえる。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17法124)第9条・第27条での、「市町村長による被虐待高齢者や財産の不当取引の被害高齢者の保護に向けた審判の請求」も同様であろう。

その後も、老人福祉法第32条の2(平成23法72)、知的障害者福祉法第28条の2(平成24法51)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の3(平成25法47)として追加された、「市町村による後見等業務を行う人材育成・研修実施・家庭裁判所への推薦」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下：障害者総合支援法)第77条(平成24法51)における「地域生活支援事業」(成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業)の充実、発達障害者支援法第12条(平成28法64)における「国・地方公共団体による成年後見制度の適切かつ広範な利用のための支援」等が追加され、福祉法制のなかで地方自治体による成年後見制度利用促進システムともいべき施策体系が構築されつつある。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下：成年後見利用促進法 平28法29)第2条第1項における「成年被後見人等が個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと」、「成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われる」こと、「成年被後見人等の意思が尊重されるべきこと」、「成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと」等の理念は、上記海外での潮流の影響を顕著に受けていることは間違いない。それは同時に、「個人の尊厳の保持」を旨とし「利用者の意向を十分に尊重」することを理念として掲げる社会福祉法(第3条、第5条)、および当該理念に基づく児童福祉法第21条の5の18、知的障害者福祉法第15条の3第1項、障害者総合支援法第42条第1項等(いずれも平成24法51による一部改正)での市町村や指定事業者等による「障害者」や「障害児及びその保護者」の「意思決定の支援への配慮」²⁾等、福祉サービス提供主体の責務との近似性をさらに高めたともいえよう。

以上より、成年後見制度における意思尊重義務規定および意思決定支援の適切かつ効果的運用への志向が、社会福祉法制への接近もしくは社会福祉法施策

との連携・統合をもたらしているといえよう。

Ⅲ 理論的動向

上記理念的・法的背景は、成年後見業務・活動と社会福祉との関係に関する議論を惹起させた。今や、両者の関連を主旨とした先行業績は多数にのぼる³⁾。本節ではとりわけ成年後見とソーシャルワークとの関連を包含する諸見解がどのように展開されているかについて押さえていきたい。

1 ソーシャルワークと成年後見の連携

まず、ソーシャルワーカーと成年後見人等との連携の意義・効果を論じる見解から概観する。

岡崎は、成年後見人の職務において、「社会福祉士が行使するソーシャルワークと重なる部分が多い」が、「成年後見人が本人の代理人である」のに対し、ソーシャルワーカーは「利用者の代弁をする役割を担っているが、その人の代理人ではない」点が相違すると述べる（岡崎2005：23）。

また岩間は、成年後見制度が社会福祉およびソーシャルワークにどのようなインパクトを与えることになったのかを、社会福祉施策、ソーシャルワーク実践、地域福祉の推進という視点から考察する。そして、「社会福祉において成年後見制度を内包化し、有意義に運用することによって社会福祉そのものが内発的に刺激を受け、活性化していく可能性」を指摘する（岩間2011：29）。

岩間の見解を受け、ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携を分析するのが鵜浦である。鵜浦は、ソーシャルワーカー5人からのヒアリング調査から、後見人等が十分に発揮できないソーシャルワーク機能を補強する「補強型」、後見人等が付随的に発生するソーシャルワーク機能以外のものを分離する「分離型」、ソーシャルワーク機能が活性化される「活性型」の3類型がみられるとする（鵜浦2011：37-40）。また、成年後見の活用がソーシャルワーク実践における権利侵害の予防的アプローチとしていかに機能するかについて、①社会資源の活用、②本人と社会との結びつきの形成・強化、③権利を代弁する仕組みの整備、④意思表示・意思創造支援の4点を挙げる（鵜浦2013：34）。

以上の見解は、ソーシャルワーカーと成年後見人等の職務内容が相違するこ

とを前提とし、異業種だからこそ連携することによって双方の職務に多様な相乗効果をもたらし、ひいては成年後見等の利用者（以下：利用者）⁴⁾や地域社会の利益として還元されることを明らかにしているといえる。

2 成年後見へのソーシャルワーク技術の適用

次に、成年後見業務にソーシャルワーク技術を適用することを提起したりその妥当性を検証したりする見解についてみていく。

(1) 適用の必要性

改正民法（平成11法149）以降、まず登場したのは、上記民法第858条を踏まえつつソーシャルワーク技術の適用の必要性を提起した業績である。

例えば坂本は、「成年後見制度におけるソーシャルワークの役割は制度そのものに命を吹き込むことである、としかいいようがない」とする（坂本2001：376）。

また岩田は、「成年後見制度という民法上の制度にソーシャルワークを関連させる意義、必要性は大きい」とする。そして「利用者理解のないところに適切な援助は実現しないことを考えれば、後見人は被後見人との人間関係を構築する中で、本人の生活や希望を知り、理解を深めて行くことが求められる」からこそ、「後見活動とはその実ソーシャルワークとして機能することが求められるのではないか」としている（岩田2003：8-10）。

これらの業績は、上記民法第858条における意思尊重義務や身上配慮義務を踏まえ、ソーシャルワークの視点・技術適用の必要性・可能性を説いた嚆矢といえる。

(2) 適用すべきソーシャルワークの具体的視点・技術

以降、ソーシャルワーク技術の適用を前提に、成年後見業務の特徴からいかなる技術が適用されるべきかを具体的に論じる業績が増えていく。

例えば岩田は、具体的なソーシャルワークの技術として「利用者本人のエンパワメント」、「本人の意思表示を後見人として、社会に向けて代弁し、代行して具体化を図る」「権利擁護・アドヴォカシー」を挙げる（岩田2006：16-18）。

田部は、利用者の利益確保のために、他機関との連携・調整の際に交渉力が求められているとし、その交渉方法として「価値の主張型」、「譲歩実現型」、「利

益調整型」があるとする（田部2012：32）。そして「相手が譲歩する意図的な演出ができるか」、「交渉経緯の予測…を適切に読み取れるか」、「互いの利益の相関関係を適切に読み取れるか」が「コミュニケーションの課題として考えられた」とする（田部2012：44）。

齋藤は、成年後見業務を担う社会福祉士へのアンケート結果から、「身上監護の優位性」、「ソーシャルワークの視点」等を社会福祉士の「独自性」として取りあげ、後者の具体例として「福祉サービスの制度、事業に精通しているので福祉の適切な援助ができる」、「福祉ネットワーク能力がある」、「家族、関係者調整能力がある」、「被後見人の生活の質に重点を置いた後見ができる」、「福祉的視点、倫理、価値観を持っている」が上位を占めたとしている（齋藤2013：37-40）。財産管理よりも身上監護（生活支援）に優位性を置き、ソーシャルワークの倫理観、他機関・社会資源との連携・調整能力を社会福祉士の「独自性」として展開している。

金井は、親族との複数後見の事例を通じ、「現在の本人を深く理解」したうえで、「本人の希望、親の希望をもとに本人の将来にわたる支援のあり方についても話し合い、検討を進めることができる」とする（金井2015：302-303）。社会福祉士後見人の特徴として、多面的な情報収集に基づく本人理解、本人の意向・希望に基づく後見業務、親族との支援方法の調整等を挙げている。

飯村は、「ソーシャルワーカーの基本的な機能」であり、かつ「ソーシャルアクションや社会変革と極めて密接な位置にある」「アドボカシー機能」は、「単に社会福祉の技術の問題として捉えるだけではなく、現実に存在する人々の生活状況に応じて、支援のあり方とそこに関わる財源問題を含めた法制度のあり方についても考慮する必要がある」と提起する（飯村2015：90-91）。すなわち成年後見人におけるアドボカシー機能とは、親族や関係機関等に対する代弁のみならず、後見の内容を規定する法制度の内容を問い、改正を訴求することも含まれるとの指摘である。

井上は、社会福祉士の「専門性や固有性」を「『個人』（本人）を起点とした関係を体系的にとらえ、『個人』と『環境』との『関係調整』に取り組むことや『個人』の問題から発展して『社会』を変える役割や行動規範をもっている

ことにある」という（井上2015：51）またそれは「周囲からの本人に対する誤解や認知症高齢者に対する負の意味づけを少しずつ解消する（環境に働きかける）活動」でもあり、それが「本人の生活を安定させることにつながる」という（井上：2015：51-52）。本人を中心とした多様な「環境」との関係性を維持するためのアプローチができる点に「社会福祉士が担う後見活動の特質」があるとし、またそれが同時に「環境」を変えることにも繋がると捉える⁵⁾。

日田は、首長申立のケースを受任した8名の専門職後見人へのインタビュー調査から、上位カテゴリーの1つである【権利擁護の基盤】において「ソーシャルワーク的要素」が含まれているとした。その具体的な「要素」として、〈意思尊重の努力と工夫〉、〈意思尊重に伴うジレンマ〉、〈既存ネットワークの活用〉、〈被後見人とのラポール形成〉、〈新しい資源の創設〉があるとしている。（日田2017：19-23）。これらの結果から日田は、「権利擁護の基盤となる要素にはソーシャルワークとの共通点が多」く、「今後は専門性を超えてソーシャルワークを成年後見実践にいかん落とし込むかが課題となる」との結論を示している（日田2017：24）。

小川は、「独立型社会福祉士がソーシャルワークの必要性をどのように認識し、法律行為に関わるソーシャルワーク機能の発揮を行っているのか」を明らかにしようとする（小川2018：3）。そのなかで、「自律性が確保された活動環境」だからこそ可能となる「声を聴く」ことを契機として、「法律行為の限界」や「地域課題の認識」が明らかとなることから、「ソーシャルワーク機能の必要性の認識」につながるとする（小川2018：8-9）。そして、「被後見人の権利、要求、主張を代弁するとともに、本人の意思が実現するよう地域社会へ働きかける」「アドボカシー」、「被後見人に必要な社会資源のコーディネーション」、「被後見人が地域生活を継続できるよう地域や制度への働きかける」「ソーシャルアクション」を「法律行為に関わるソーシャルワーク機能」として捉えている（小川2018：11-13）⁶⁾。

岡は、自らの後見活動を踏まえ、「全般的に制度を知っていなければ、自分に不得手な場合、どこに、あるいは誰につながれば良いのか、該当機関等なのか、あるいは担当者等の個人に対してつなぐのか」を把握する上で、「機関あるい

は団体間等のネットワークと共に重要なのが個人間のネットワークであり、これらの二層のネットワークが必要と考える」と述べる（岡2018：108）。

3 意思決定支援と成年後見

自己決定の尊重は、社会福祉士の倫理綱領や上記社会福祉法第3条・第5条に掲げられ、かつ現場実践において常に留意されてきた福祉サービスの基底的理念である。よって近似性の高い意思決定支援が障害者権利条約批准によって注目されると同時に、意思決定と成年後見、あるいは意思決定とソーシャルワークの関連を論じる業績も蓄積されてきた。ここでは、意思決定と成年後見の関係、民法の課題、意思決定の定義、意思決定支援の具体的あり方等について先行業績から押さえていく。

(1) 成年後見制度のなかの意思決定支援

まず、当該検討の起点を上山の見解に求めよう。上山は、「『意思決定支援に配慮した成年後見活動』という表現は、ある種の論理矛盾であるように受け止められるかもしれない」が、「構造的な欠陥を抱える現行制度を前提にせざるを得ない現状では、法定後見人の実務上の喫緊の課題は、現行制度の運用を通じて、後見実務の実情を、いかに障害者権利条約の要請に近づけていけるかにあるとあってよい」とする。そして条約が提示した「支援手法としての意思決定支援の原則性と代理・代行決定に対する優先性」を「真摯に受け止め」れば、「たとえ法定代理権を持つ成年後見人等であっても、まずは本人自身の意思決定による契約締結の実現可能性を意思決定支援の手法を駆使して、ぎりぎりまで模索することが必要であり、法定代理権の行使による契約締結という代理・代行決定型の支援手法は、本人保護のための最後の手段として、必要やむを得ない場合に限って行使するという姿勢を基本に据えるべきことになる」としている（上山2016：6-7）⁷⁾。筆者は上山の見解を支持したい。すなわち、民法における抜本的改正が実現するまでは、成年後見制度の枠内という限界はあるが、可能な限り意思決定支援を採り入れ具現化できるような法施策や支援方法のあり方を模索したいと考える。

(2) 意思決定支援に向けた民法のあり方

では、意思決定支援という視点からみた成年後見制度の限界は具体的にどのようなものか。この点につき池原は、「障害も慢性疾患と同じように生涯にわたって生活上の制約を伴うという点で、自己決定権が重要な課題となる」としたうえで、「現行法は、『事理弁識能力』という医学的に把握される指標だけで自己決定が許される人とそうでない人を切り分けている」のであり、「本人のニーズを中心としたものではなく制度先行の設計になっている」との問題意識を提示する（池原2014：11-12）。そして、「現状で行われている支援が十分に自己決定の支援を果たしているのか、それが十分であるとしたら新たな工夫を加えることで自己決定支援を補えないか」とともに、「成年後見の枠組みでないと本人にどのような不都合が生じるのか、具体的に成年後見人がついたら契約はどれくらい有利なものになりうるのか」等を考えて申し立てを慎重に行う事が必要である」と指摘する（池原2014：18-19）。成年後見と自己決定（意思決定）支援との関係を考察し、かつ現行民法と自己決定（意思決定）支援のあり方との乖離を指摘しているといえる。

その点について、名川も「成年被後見人等の本人の意思を尊重すべきであることは民法858条により定められている。しかし、その過程においては特に意思決定支援の手続がなされなければならない義務は明示されておらず、チェック機構も存在しない。…したがって、その途中経過で本人の意思を確認せず代理権等が行使されたとしても、結果としての本人利益が担保されていれば特に問題は生じないともいえることになるのが現状である。」「いわゆる本人意思尊重は必ずしも意思決定支援と同値ではなく、また包含しているともいいがたいため、本人意思が尊重されたからといって意思決定支援がなされたとはいえない点である」とし、「成年後見人は意図的に意思決定支援をその事務執行プロセスに含めなければならないということになる」と提起する（名川2016：36）。

これらの見解は、現行民法の限界と同時に今後の方向性を提示しているといえよう。

(3) 意思決定支援の定義

わが国において、意思決定支援の要素について初めて言及したのは柴田であ

る。柴田は、豊富な事例を踏まえ、「意思決定支援には少なくとも『意思表示支援（意思疎通支援）』『意思形成支援』『意思実現支援』の要素が含まれる」とした。また前二者については、「どんなに重い知的障害でも意思があり、わずかに表現された意思を支援者が読み取り応えること」、「本人との共感を大切にして信頼関係をつくり、やがて本人が自ら安定した自己を形成していくように支援すること」とした（柴田2012：45-46）。

佐藤も、意思決定支援の要素として「意思形成、意思確認・疎通、意思実現支援」を挙げる。「意思実現支援」については、とりわけ「拒否する決定の場合の生活の行く末まで確認」することであり、「可能性を確認する、あるいは広げる」という意味であり、「実現可能性支援ともいうべき」としている。また、この3つは、「時系列的な順番だと理解することは現実離れしている。実際には同時並行で行われるものであ」とする（佐藤2015：28-29）。意思決定支援を3つの要素で捉える点については、石川もほぼ同様の見解を示している。すなわち、「好みや希望を形成する、意思を意思として持つ段階」である「意思形成」支援、「意思を持つ人が、どうやってそれを他者に伝えるのか」を支援する「意思表示」支援、「リスクがある場合も含めて、本人が望む『新しい選択肢』をエンパワメントできるか、実現に向かってどのようなステップを踏むべきか、などを検討し、支援していくことである」意思実現である（石川2019：45-46）。

これら見解は、厚生労働省（2018）「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」における「意思決定支援」の定義とも共通しており、現段階における通説と捉えてよいだろう⁸⁾。

(4) 意思決定支援の具体的方法

意思決定支援⁹⁾の留意点や具体的な支援方法については、以下の先行業績において示されている。

石川は、lifeの3つのステージ①生活、②人生、③生命ごとに、自己決定支援のあり方を考察する。①における自己決定は、日常生活上において連続する「小さな選好と選択」であり、「十分な選択肢があること、それを表出しうる・してよいと思わせる環境、支援者の読み取る技術論など」が求められる。②は

「人生初の課題、そして多くは選択肢がそれほど多くない中での選択と決定」であり、この場合の支援は、「利用者と支援者・専門職者が話し合った上での決定、『協働（共同）決定』や『支援を受けた上での自己決定』」のように「他者から支援を受けてなされるべき」決定である。③は「緊急性や医療度の高い現場」、すなわち「生死に関わる場面」や「緊急介入を要し判断に時間をかけられない場合」等であり、「当事者の決定に寄り添うしかない場合が多く、…消極的な支援になる。」また「自己決定能力」を（a）行為主体性、（b）選好形成、（c）合理性、（d）表出から構成されるとし、それぞれ、（a）「人権や存在を肯定するアプローチ」、（b）「選好同士の葛藤の整理や、情報提供、本人の欲求と真の目的を整理すること」による「選好の順位付け」の支援、（c）「選好に基づいて適切な手段を選び、目的に辿りつけるよう」な支援や「社会の常識に一致しているか、専門的判断に適うか、という基準」に基づく支援、（d）「コミュニケーションの表出手段を保障したり、言っても許されるという環境を作る支援」となる。そして、これらすべてに関わる（x）「環境」を「自己決定を支援する体制」となるよう「社会資源の開発やソーシャルアクション」を含むとする（石川2015：34-35）。自己決定を支援する者の介入のあり方を3つのlifeステージから整理し、かつ自己決定能力を構成する4つの要素に沿って支援のあり方を提示している。

また山口は、「社会福祉士である後見人が本人の意思決定プロセスに対し、ソーシャルワークの視点を用いてその意思決定を尊重する、あるいは制限する場合には具体的にどのような支援を行っているのか、その際の専門職としての判断の基準は何であるのか」を「実践から振り返り、支援方針（ガイドライン）として体系化」することを試みる（山口2015：115）。そして以下の10点をガイドラインとして析出する。すなわち、①本人の意思の持続性・不変性（回数・確認方法）の把握、②多面的な情報把握、③本人の意思の想定、④カンファレンスにおける本人の意思の確認、⑤関連する機関・専門職の見解の確認、本人意思と本人保護が対立した場合における⑥折衷的選択肢の可能性の検討、⑦本人に関わっている人物の意向の確認、⑧本人の決定に対する生命の危険性・妥当性の検討、⑨当該危険性等の本人への伝達・本人の意思化、⑩最終決定にと

もない予測されるリスクの確認と対策の検討である（山口2015：121-122）。とりわけ主観的ベストインタレストと客観的な状況が衝突する場面における成年後見人の葛藤やジレンマの低減に寄与する指針として評価できよう。

吉田は、『『自己決定の尊重』『ノーマライゼーション』『残存機能の活用』、これら、ソーシャルワークの倫理・価値と共通する理念を『本人保護』と調和させ、実践レベルで具現化することは容易ではない。それでも、判断能力が不十分であっても、自分のことは自分で決める、地域社会で支援を得て自立した生活ができる、そんな事例を1つ1つ積み重ね、示していくことは、実践家が目指すところだ」とし、「意思形成では、クライアントの周囲に様々な考えや立場の人々が存在し、影響を与えることが自然だ。意思表示にあたっては、誰に意思を表明するかはクライアントが決めていることだろう。成年後見人の活動とその権限行使も、多くの人々の目にさらされることで、適切さが担保されると思う」とする。（吉田2015：43）。本人の地域生活の実現や継続を理念とし、意思決定の重要性の周知、後見活動の理解促進、および意思決定に際して周囲の人との関係を重視することの重要性と意義を指摘している。

名川は、「意思決定支援の層」として、以下の4層を提示する。すなわち、第4層「豊かな経験」が選択肢を提供し、第3層「環境の整備」では、「話しやすい場所、時間、相手、方法」のほか、「意思決定支援に関する考え方や態度、ルールの共有」が含まれる。第2層「意思決定を育てる／支援を育てる」では「意思決定を育てる支援活動」が行われることにより「意思決定に関する自己効力感」が育つとされる。そして第1層「個々の意思決定場面に対する支援」では、「日常の場面においてその場での意思決定とその支援が行われる」とする（名川2016：38-40）。名川の見解は、意思が形成される前段階における支援のあり方を含め提示している点で非常に示唆的である。

近藤は、障害者を対象とした意思決定支援に関する先行業績を踏まえ、「意思決定支援の目的が達成されるよう、以下の7つの方法」としてまとめる。すなわち、①障害当事者を肯定的に捉える、②援助関係を形成する、③支援者が障害当事者を理解する、④意思決定に係る情報利用・意思疎通手段を保障する、⑤障害当事者の意思に沿った支援を実施する、⑥障害当事者の意思決定する力

を育む、⑦独善的な支援を避ける、である。また、「意思決定支援の意義・目的・主部・方法・課題の考察」を踏まえ、「意思決定支援とは、ソーシャルワークの価値・知識・技術、またソーシャルワーカーの倫理綱領などが主張する支援の要となるものを総称して表現するものと捉えられる」と結論づける（近藤2017：5－8）。

沖倉は、意思決定の「支援方法」として、「わかりやすい情報提供」、 「支援者との信頼関係」、 「意思形成や表出支援」、 「成功体験の積み重ねと失敗の許容とやり直し支援」の「直接的支援」と、「社会的・文化的背景へのアクション」や「チームアプローチ」等の「環境への間接的支援」があるとする（沖倉2018：95）。また、意思決定支援を「当事者と支援者とのコミュニケーションを通じた協働作業を通じ、…当事者にとって最善の解をみいだす過程」とし、コミュニケーションの重要性を示す。さらに「計画の作成」、 「当事者の意思を、ネットワーク内の各支援者に周知し、共有を促すこと」等を指摘する（沖倉2018：97－98）。

水島・児玉は、「本来型意思決定支援（第一ステージ）」は、本人に対して直接支援にあたる家族、サービス事業者などの支援者が中心となり、本人の表出された希望（expressed wish）を引き出すことや希望の表出に最適な環境作りを作ることが必要であるとする。また成年後見人は、不当な影響力の行使がない状態で行われているか、意思が尊重されているかを情報収集・チェックし、必要に応じて改善のための提案・協議を関係者に対して行っていく。一方、「非日常的な意思決定、かつその内容が本人に重大な影響を与えるような場合」は、状況によっては「意思決定能力のアセスメント」を行い、最終的に成年後見人が決定を担う必要がある場合でも、本人に能力があれば考慮したであろう「特別に考慮すべき要素」から、「主観的最善の利益（または本人意思および選好の最善の解釈 委員会一般的意見第1号）を追求していく。」この場合は、「支援者との接触、本人を交えたチームミーティングの実施、日常のケア関係資料の精査などを行ったうえで、決定していく必要がある」。また、家裁への定期報告において、適切に代理権等を行使したことについて説明や資料提供ができるよう、「記録をつけていくこと」が求められるとする（水島・児玉2018：

64-65). 成年後見制度に意思決定支援の視点を組み込むことを前提とし、利用者の判断能力や決定内容に応じた後見業務の内容が示されているといえる。

古川は、意思形成支援での留意点として、①信頼感や安心感がもてる「生活環境」、②「経験や体験を積む機会」、③「情報提供」、④幼少期から年齢に応じた「選ぶ機会」の提供を挙げる。また意思表出支援では、①「意思を伝える機会の提供」や伝わりやすい工夫、「エンカウンターグループ」をはじめとする「意思を表出できる活動」、②「わずかな表情や態度、雰囲気の変化など」を「察知すること」を挙げる（古川2018：33-35）。

上山は、「法学系の論者が想定する意思決定支援の姿」として、以下の5点にまとめている。すなわち、①「『本人の能力存在推定原則』を前提として、本人に潜在する意思決定能力が発揮できるための環境整備」の重視、②「本人自身の主観的な考え方や価値観、趣味や嗜好などの要素」の反映、③「支援者の個人的な価値観」等の押し付けの排除を目的とした「複数の支援者」による「意思決定支援のプロセス」への参加、④「誘導的な意思決定支援」や「支援者の利益を図る悪い誘導」を防止を目的とする「複数の支援者がかかわれる環境」の確保および「利益相反関係のある当事者」から「独立した地位にある第三者」による担当、⑤「最後の手段としての代行決定」の仕組みづくりである（上山2019：12-17）。そして成年後見人等は民法第858条にいう意思尊重義務から「意思決定支援を行うことが法的に義務づけられている」ため、まずは「意思決定支援の手法による権利擁護の可能性を限界まで追求」する「支援の第1ステージ」があり、「本人の判断能力の状況や時間的な制約等の事情から、…本人の保護を十全に図れない場面」のみ、「最後の手段としての代行決定…を行う」「支援の第2ステージ」があるとする。ただし、2つのステージの切り替えは状況ごとに判断されるべきであり、「一方通行ではない」とする（上山2019：18-20）¹⁰⁾。

池田は、「厚生労働省が示す市民後見人等養成課程の基本カリキュラムにも『身上保護』の解説科目はなく明確な内容が示されていない」点、よって『『身上保護』が具体的に何をめざして、どのようなことをどのように行うべきかは、担い手ごとの考えに任されたまま」である点、「身上保護」の「軽視」は「こ

れまでの家庭裁判所への報告書式や報酬のあり方にもみてとれる」点を批判する。そして、身上保護の遂行にPDCAサイクルを採り入れることを提起する(池田2019:26-31)。

Ⅳ 考察 一成年後見・意思決定支援・ソーシャルワーク統合の最適解一

以上、理念的・法的接近を踏まえ、成年後見と社会福祉(ソーシャルワーク)との関連、および近年において着目されてきた成年後見における意思決定支援のあり方について論じた先行業績を概観した。これらを踏まえ、意思決定支援を重視した成年後見へのソーシャルワークの適用について考察する。また、それらの現実的な実行可能性についても検討したい。

1 意思決定支援に配慮した成年後見とソーシャルワーク

(1) ソーシャルワーク技術を活用する主体

まず、成年後見業務においてソーシャルワーク技術を活用する主体についてである。岩間や鶴浦の見解のとおり、ソーシャルワーカー自身が当該技術を駆使し成年後見人と連携することが想定されているものもある。しかし現在の理論的関心は、成年後見人によるソーシャルワーク技術の活用に移行しているといえよう。その傾向は、障害者権利条約の批准や民法改正による意思尊重義務や身上保護の重視によってより顕著になったと考える。

(2) 成年後見における意思決定支援

成年後見における意思決定支援では、たとえ法律行為全般にわたる代理権限を有する成年後見人でも、本人の意思が存在するという前提に立ち、あらゆる手段・手法を駆使しながら当該意思の把握に努めることが重要であるとの視点を基底とする。そして意思決定支援は、意思形成支援、意思表示支援、意思実現支援から構成される。

これら3要素ごとに、上記先行業績から留意点・具体的支援方法をまとめれば、以下のようになる。

意思形成支援では、意思そのものの発現に不可欠である、価値観や嗜好を育むような経験・体験の機会の提供、とりわけ多様な年齢層や立場の他者と接触する場への参加機会の提供が求められる。また、関連する情報を支援者側で取

集・整理して提供したり、実現可能な選択肢を一覧にまとめたりすることが、スムーズな意思形成をもたらす場合もあるだろう。

意思表示支援では、まず「意思を表明してよいのだ」との理解を促す必要がある。とりわけ孤立・被虐待状態にある（あった）利用者は、意思表示することを認められず、あるいは表明と制裁を一体として認識している場合も少なくないことから、重要な手続きといえる。そして、利用者が意思を表明しやすい場所・時間・相手・方法を選択できることも必要である。もちろん、表明する意思の内容によってそれらを変更することも認められるべきであろう。さらに、利用者の人生の転機となるような大きな決断の場合は、意思の持続性・不変性を確認することが望ましい。

意思実現支援では、葛藤がともなう場合の精神的安定や気持ちの整理、表明された意思が複数の場合の優先順位の決定、実現に至るまでに必要な手順や物品の準備、実現に至るプロセスの理解等の支援が求められる。生命の危険性が高い場合はもちろん、再起可能性が低い場合や社会規範から逸脱する場合は、利用者にわかりやすい方法で当該リスクを伝える。さらに、意思の実現過程において起こりうるトラブルとその対応策も事前に想定・検討しておくことが望ましい。また当該過程において何らかの理由によりその実現が阻まれた場合は、その失敗を自ら許容できるような支援も必要となる。

意思決定は、上記3つの要素の順に展開される場合が多いが、同時になされたり遡及したりすることも少なくないため、いずれの場面においても柔軟かつ適切な支援が求められる。

(3) 意思決定支援・成年後見・ソーシャルワーク

では、上記意思決定支援において、どのようなソーシャルワーク技術が適用されるべきであろうか。

まず、いずれの要素においても、利用者による支援者への信頼が不可欠となる。とりわけ意思形成支援では、信頼なくして新たな世界に踏み出すことは難しい。「傾聴」や「待ちの姿勢」は、個人の尊厳の尊重という基底的倫理を具現化するとともに「信頼関係の構築」に寄与する技術といえよう。また、「エンパワメント」の視点に基づく関わりは、利用者の自尊心を高め、“意思を表

明してもよい”との理解に繋がり、やがてセルフアドボカシーに昇華すると思われる。

相談援助技術の1つである多様な「コミュニケーションツールの活用やコミュニケーション方法の試行・開発」は、言語による意思表示が困難な場合に効果的である。利用者がみせるわずかな態度・表情の変化や儀式的行動パターン等から意思を把握し、それを利用者本人に反射・要約し確認することで、よりの確かな意思の把握が可能となろう。

また、上記意思決定の3要素には家族・サービス事業者・関係機関等、多数の者が関わる。これら関係者が情報共有を行えば、本人の多面的理解や適切な支援につながるだろう。よって、とりわけ表明された意思の確認や意思実現支援のプロセスの決定は、関係者が一堂に会した場で行われることが望ましい。それによって不当な影響力の行使や悪質な意思誘導を防止することも可能となる。この場において多様な見解を尊重しつつ方向性を収束していくのが、ソーシャルワークにおける「調整・交渉機能」である。それは、利用者を中心とした人的・社会的ネットワークの解析、連携・調整・交渉すべき関係者のピックアップ、実際の調整・交渉のまとめ役等の機能も含むと考えられる。

支援の方向性を検討する際は、利用者が有する既存の人的・物的「ネットワークの活用」はもちろん、必要に応じて利用者と他の資源とを結びつけ、利用者の「ネットワークの拡大」をも視野に入れる。また、意思決定支援の妥当性の検証に資する「会議録の記録・保管」も重要な機能であろう。結びつける社会資源が不十分であったり欠如していたりする場合は、「ソーシャルアクション」によって資源の供給量の増加をもちろん、新たな社会資源の創造・開発や施策の改正・導入を求め、呼びかけていく。

さらに、「PDCA サイクルに基づく継続的・定期的な連携・調整」の実施は利用者の上記関係者会議において「アドボカシー機能」を果たし、必要に応じた支援内容の変更・修正をもたらす。

2 意思決定に配慮した成年後見の実現可能性

上記意思決定支援およびソーシャルワーク機能のすべてを成年後見人単独で担うわけではない。しかし、意思尊重義務を有し、本人らしい財産管理・身上

監護を行うべきとされる成年後見人は、上記支援や様々な関連機関との連携を担う中心的存在となることは間違いない（上山2019：19）。

しかし、後見報酬が乏しく、かつ上記池田の見解のごとく身上監護相当の職務が報酬として十分に評価されない現状¹¹⁾において、ソーシャルワーク技術を駆使し意思決定支援に配慮した成年後見業務を、受任ケースすべてにおいて完遂することは容易ではない。単独で担う場合はもちろん、事務所を立ち上げている場合においても、安定的経営維持や他の職務との兼ね合いという現実的な制約から、個別ケースに費やせる時間と労力には限界がある。

では、意思決定に配慮した成年後見をどうすれば具現化できるか。

打開方法は2点ある。

第1に、上記意思決定支援に配慮した成年後見業務をも報酬の対象とし、利用者からの報酬でまかなえない金額相当を成年後見制度利用促進法のように積極的に公費で補填することである。ただ、後見報酬が高額になったとしても、意思決定支援に必要な上記業務やソーシャルワーク技術を駆使できる成年後見人の増加に直接繋がるわけではない。

第2に、意思決定支援に配慮した成年後見業務そのものを安定・持続可能な公的事業とし、ソーシャルワーク技術を駆使しつつ意思決定支援に配慮した成年後見業務を担うことが可能な事業主体に対し人件費および運営費を補助することである。筆者は、これまで成年後見の一部業務を第1種社会福祉事業とすることを提起してきた（鶴沼2018、鶴沼2019）。上記成年後見と社会福祉との密接な繋がりを経緯を踏まえるならば、そして成年後見・意思決定支援・ソーシャルワークのイノベーション的統合を実現するならば、さらに専門職後見人の限界を超克するならば、成年後見（の一部）の社会福祉事業化が最適であると筆者は考えている。

いずれにしても、意思決定支援に配慮するよう要請されるに至った現在、民法における私人間関係を前提とした成年後見の仕組みは、もはや限界を迎えているといつてよい。その仕組みを維持したまま中核機関やチームアプローチを採用したところで、根本的な打開策にはならない。意思決定支援を基本的人権保障として捉えること、そして公的責任に基づく支援のかたち、すなわち“公

的後見のあり方”を模索し、さらに推進することが必要である。

【補記】

本稿は、平成30年度～平成32年度科学研究費助成事業・基盤研究（C）「国内外の要請に応える法人後見システムの構築－社会福祉協議会に焦点をあてて－」（課題番号18K02085）の研究成果の一部である。

註

- 1) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」<http://www.courts.go.jp/about/siryu/kouken/index.html>. ちなみに同概況は、平成19年までは年度ごとの調査、平成20年以降は1月～12月の年次調査となっている。
- 2) 「意思決定の支援への配慮」が条文に採り入れられた経緯および否定派の見解については、増田（2018）を参照。また引馬は、一連の法改正の特徴として、「障害者が権利の主体であり、その意思決定が尊重されるべきこと、意思決定への支援を必要とする人がいることが共通に認識され、これに対する配慮が謳われたこと」、「しかしながら、これが…限定的な範疇に焦点化したこと」を挙げている（引間2016：24）。
- 3) 例えば CiNii における「成年後見」と「福祉」の複語検索では、667件がヒットする。
- 4) 民法での名称は「成年被後見人」、「被保佐人」、「被補助人」となる。しかし、「個人の尊厳の保持」を旨とし、「意思の尊重」を理念として掲げる社会福祉の視点からすれば、受動的・消極的存在と解されるそれらの語句は使うべきではないと考える。同様の視点により特別養護老人ホーム等の「被收容者」を「入所者」と改正した経緯が社会福祉法制に存在する点（昭和61法109を踏まえた「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第4条、第6条等）、意思尊重義務を民法自身が規定している点から、本稿では成年後見等の「利用者」と称する。
- 5) 環境を変える・環境に働きかけるという点については、本文上記飯村の見解や鶴浦・岩間・山懸による「アドボカシー」、すなわち「環境側に利用

者本人の『存在』『生きる』『今』という人間存在の本質に目を向けさせる」機能（鶴浦・岩間・山縣2005：244）に照応すると考える。

- 6) なお、小川は「勤務型社会福祉士はロイヤリティのジレンマからソーシャルワーク実践が制限を受ける活動環境に置かれてきたといえる」とするが、それは少なくとも引用論文の分析結果から導出されたものではない。よって本文で示したソーシャルワーク機能の認識を独立型社会福祉士の独自性とする指摘には疑問が残る。また小川自身が指摘するとおり、独立型社会福祉士は「自律性が確保された活動環境」である反面、「経営安定化を図るために受任件数を増やし経営の安定化を図る」（小川2018：13）必要に迫られる。とすれば、ソーシャルワーク機能の認識とその実践に費やす時間（コスト）にジレンマが生ずる危険性がある。
- 7) 「意思決定能力は悉無律ではないことから、安易に代行権行使に陥ること無く本人の意思を尊重することが基本である」とする高丸勇司（2019）も参照。
- 8) ただし、名川は「意思決定支援のプロセスを狭義に見るならば、これは意思の表明とその受け取りまでに限定するほうがわかりやすいだろう。これの実現をどのように支援するかは、一般的な支援者倫理の問題である」と述べ、実現過程を「意思決定支援」に含めない（名川2014：65-67）。古川も同様に、意思決定の定義に「意思実現支援」を含めていない（古川2018：33）。これら見解は、「意思決定支援」の具体的定義に関する議論を深める契機となろう。
- 9) 周知のとおり、意思決定支援(システム)という用語は、経営学における Decision-making Support Systems (DSS)、医療・看護での意思決定支援に向けた Advance Care Planning (ACP) や Shared Decision-Making (SDM) 等、他領域でも使用されており、定義も各領域で異なる。また、成年後見制度における意思決定支援は、あくまで supported Decision Making（支援を受けての意思決定）と捉えるべきであり、支援が主体ではない点に留意する必要がある。
- 10) 上山泰（2018）も参照。

- 11) 東京家裁や大阪家裁の「成年後見人等の報酬のめやす」によると、「基本報酬」は月額2万円で、身上監護等に特別困難な事情があった場合に50%の範囲で「付加報酬」があるとされている。なお最高裁は、平成31年1月24日付で後見報酬を業務量や難易度を反映した金額とするよう、全国の家裁に促す通知を出している。

参考文献

- 飯村史恵（2015）「ソーシャルワークの観点からみる成年後見制度の展望」『立教大学コミュニティ福祉研究所紀要』3 79-97
- 池田恵利子（2019）「実務における身上保護（身上監護）の考え方」『実践成年後見』79 26-32
- 池原毅和（2014）「法的能力のパラダイムシフト」『季刊福祉労働』143 8-20
- 石川時子（2019）「第3章 意思決定支援の理解」上田晴男・小西加保留・池田直樹『権利擁護とソーシャルワーク』ミネルヴァ書房
- 石川時子（2015）「自己決定の重層性とその支援 - 『自己決定』の概念と支援の対象・方法の整理を中心に-」『医療社会福祉研究』22・23 31-37
- 井上修一（2015）「一人暮らし認知症高齢者をささえる社会福祉士・後見人の役割と意義」『大妻女子大学人間関係学部紀要 人間関係学研究』17 37-53
- 岩田香織（2003）「成年後見制度とソーシャルワークの関連について」『静岡県立大学短期大学部研究紀要』17-W号 1-12
- 岩田香織（2006）「成年後見制度における支援内容の検討 - 知的障害者支援に基づく一考察-」東海大学健康科学部紀要11 11-20
- 岩間伸之（2011）「成年後見制度と社会福祉 - その接点から新たな可能性を探る」『大原社会問題研究所雑誌』627 19-29
- 鵜沼憲晴（2018）「成年後見から社会福祉事業へ：Z県での調査からみた社会福祉協議会による法人後見の課題」『皇學館大学日本学論叢』（8）143-160
- 鵜沼憲晴（2019）「公的後見と社会福祉事業」『皇學館大学日本学論叢』（9）75-94
- 鵜浦直子（2011）「ソーシャルワークの機能強化に向けた後見人等との連携・

- 協働に関する研究 - 成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践の分析から - 『社会福祉学』 51 (4) 31-42
- 鵜浦直子 (2013) 「ソーシャルワーク実践における予防的アプローチとしての成年後見制度の活用 - 権利侵害の発生を未然に防ぐために -」 『ソーシャルワーク研究』 39 (2) 30-36
- 鵜浦直子・岩間伸之・山懸文治 (2005) 「ソーシャルワークの特質からみた代弁のあり方に関する研究」 『生活科学研究誌』 4 237-245
- 岡恒忠 (2018) 「社会福祉士が行なう成年後見制度に関する活動例」 『福祉教育開発センター紀要』 15 99-109
- 岡崎利治 (2005) 「社会福祉士が権利擁護に果たす役割」 『九州保健福祉大学研究紀要』 6 19-26
- 小川幸裕 (2018) 「成年後見活動における独立型社会福祉士のソーシャルワーク実践について」 北星学園大学大学院論集 9 1-17
- 沖倉智美 (2018) 「意思決定支援とソーシャルワーク - 省察的演習からの知見を踏まえて -」 『発達障害研究』 40 (2) 8-20
- 金井直子 (2015) 「成年後見実践の現状と課題 - 自立に向けた障害者の支援を通して -」 『田園調布学園大学紀要』 10 297-304
- 上山泰 (2016) 「第2章」 日本社会福祉士会「意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定に関する研究報告書」
- 上山泰 (2018) 「意思決定支援の意義と課題」 『実践成年後見』 75 46-55
- 上山泰 (2019) 「第1章 意思決定支援と成年後見制度」 社会福祉士会編『意思決定支援実践ハンドブック』 民事法研究会
- 近藤益代 (2017) 「障害者福祉領域における意思決定支援に関する一考察 - 障害者権利条約に基づく理論分析 -」 『最新社会福祉学研究』 12 1-10
- 齋藤友子 (2013) 「社会福祉士の成年後見業務に関する考察～社会福祉士後見人の業務の特徴と報酬～」 『社会福祉士』 20 34-42
- 坂本雅俊 (2001) 「ソーシャルワークにおける『成年後見』についての一考 - ソーシャルワーカーの行動規範から -」 『長崎国際大学論叢』 1 369-378
- 佐藤彰一 (2015) 「第2章 権利擁護支援論Ⅱ 意思決定支援と権利擁護」 全国

- 権利擁護ネットワーク編『権利擁護と法人後見』ミネルヴァ書房
- 柴田洋弥 (2012) 「知的障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』 34 (3) 38-50
- 高丸勇司 (2019) 「成年後見制度は権利擁護に寄与しているといえるか」『老年精神医学雑誌』 30 (1) 58-63
- 田部宏行 (2012) 「社会福祉士が担う成年後見人等の交渉力 - 成年後見人等を受任する社会福祉士へのインタビュー調査から - 」『司法福祉学研究』 12 31-45
- 名川勝 (2014) 「意思決定支援の現場活用に向けて - 英国 Mental Capacity Act 2005 の検討による」『季刊福祉労働』 143 64-71
- 名川勝 (2016) 「意思決定支援と成年後見制度並びにガイドライン (案)」『実践成年後見』 64 36-44
- 引馬知子 (2016) 「『自律』および『支援を受けた意思決定』と障害者制度改革」『ソーシャルワーク研究』 41 (4) 19-27
- 日田剛 (2017) 「専門職後見人の実践における権利擁護に関する研究 - 首長申立てケース 受任者へのインタビュー調査から - 」『社会福祉学』 58 (3) 14-26
- 古川敬 (2018) 「知的障害者支援現場における意思決定支援」『発達障害研究』 40 (2) 31-39
- 増田洋介 (2018) 「知的障害者の日常生活に対する『意思決定支援』の制度化：議論の推移と推進派の主張」『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』 (29) 123-15
- 水島俊彦・児玉洋子 (2018) 「成年後見制度と意思決定支援」『実践成年後見』 73 56-66
- 山口理恵子 (2015) 「成年後見制度における意思決定支援の理念を基盤にしたガイドラインの検討」『社会福祉学』 56 (2) 113-124
- 吉田麻希 (2015) 「意思決定におけるソーシャルワークの射程～地域における成年後見 活動の実践を通して」『医療社会福祉研究』 22・23 39-44

Guardianship and Social Work: the Guardianship considered Decision Making, and its Feasibility

Noriharu UNUMA

Summary

Adult guardianship and Social Welfare are close together in principles and legal system. Since personal supervision and respecting for personal consideration enacted, and supported decision making has drawn increasing attention, achievements are increasing that point out effectiveness of using social work skills.

This paper describes specific skills from these achievements, and considers these method of development. The former, these are building a relationship of trust, empowerment, communication skills, management of specialist teams, advocate and social action. Latter, I propose the structure of Remuneration to Guardian, and the public guardian system.

Key Words : Adult Guardianship Supported decision making Social Work
the Social Welfare Services